

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

株式会社ライン（以下「甲」という。）と株式会社ライン労働者代表（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

- 第 1 条 本協定は、派遣先で、施設内作業員、歯科衛生士、看護師、機能訓練士の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。
- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

- 第 2 条 対象従業員の賃金は、基本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、技能手当、通勤手当及び退職手当とする。

（賃金の決定方法）

- 第 3 条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 1 のとおりとする。
- （一）比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、次のとおりとする。
- イ 「施設内作業員」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は令和 4 年 8 月 26 日付職発 0826 第 1 号「令和 5 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）別添 1 に定める「他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者」とする。
- ロ 「歯科衛生士」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、通達別添 2 に定める「歯科衛生士」とする。
- ハ 「看護師」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、通達別添 2 に定める「看護師、准看護師」とする。
- ニ 「機能訓練士」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、通達別添 1 に定める「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士」とする。
- ホ 業務の実態を踏まえ最も適合する職種がある職種がある通達別添 1（イ・ニ）通達別添 2（ロ・ハ）を使用するものとする。
- （二）通勤手当については、基本給とは分離し、第 6 条のとおりとする。
- （三）地域調整については、就業地が兵庫県内に限られることから、通達に定める「地域指数」の「兵庫」を用いるものとする。

第4条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

(1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること

(2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

Aランク：20年

Bランク：10年

Cランク：0年

2 甲は、第8条の規定により施設内作業員について、勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の10～15%の範囲内で技能手当を支払うこととする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、就業規則第16条（割増賃金）に準じて、法律の定めに従って支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、支給する。

第7条 対象従業員に対して、別表2の一般基本給の額の5%の額を前払い退職金として計算し、別表2に定め、別表1に定める賃金と同額以上を確保する。

（賃金の決定に当たっての評価）

第8条 基本給の決定は、年度ごとに行う勤務評価シートを活用する。勤務評価の方法は上長の面接を行い定める。その評価結果に基づき、第4条第2項の昇給の範囲を決定する。

（賃金以外の待遇）

第9条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とする。

（教育訓練）

第10条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき教育訓練カリキュラムに従い実施する。

（その他）

第11条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間とする。

令和5年3月30日

甲 株式会社ライン 代表取締役 島谷 太 

乙 株式会社ライン 労働者代表 坪山 悟 

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与の関係)

<施設内作業員>

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	施設内作業員	通達に定める 賃金構造基本 統計	1,003	1,165	1,260	1,295	1,385	1,517	1,920
2	地域調整	(兵庫) 102.1	1,025	1,190	1,287	1,323	1,415	1,549	1,961
3	退職金(5%) 上乗せ後		1,077	1,250	1,352	1,390	1,486	1,627	2,060
4	通勤手当(71円) 上乗せ後		1,148	1,321	1,423	1,461	1,557	1,698	2,131

< 歯科衛生士 >

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	歯科衛生士	通達に定める 職業安定業務 統計	1,244	1,446	1,562	1,606	1,718	1,881	2,381
2	地域調整	(兵庫) 102.1	1,271	1,477	1,595	1,640	1,755	1,921	2,432
3	退職金(5%) 上乗せ後		1,335	1,551	1,675	1,722	1,843	2,018	2,554
4	通勤手当(71円) 上乗せ後		1,406	1,622	1,746	1,793	1,914	2,089	2,625

< 看護師 >

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	看護師	通達に定める 職業安定業務 統計	1,306	1,518	1,640	1,686	1,804	1,975	2,500
2	地域調整	(兵庫) 102.1	1,334	1,550	1,675	1,722	1,842	2,017	2,553
3	退職金(5%) 上乗せ後		1,401	1,628	1,759	1,809	1,935	2,118	2,681
4	通勤手当(71円) 上乗せ後		1,472	1,699	1,830	1,880	2,006	2,189	2,752

< 機能訓練士 >

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	機能訓練士	通達に定める 賃金構造基本 統計	1,282	1,490	1,610	1,655	1,770	1,938	2,454
2	地域調整	(兵庫) 102.1	1,309	1,522	1,644	1,690	1,808	1,979	2,506
3	退職金(5%) 上乗せ後		1,375	1,599	1,727	1,775	1,899	2,078	2,632
4	通勤手当(71円) 上乗せ後		1,446	1,670	1,798	1,846	1,970	2,149	2,703

別表2 対象従業員の基本給及び諸手当の額

<施設内作業員>

等級	職務の内容	基本給額	技能手当	合計額
A ランク	上級作業員（施設内の業務の改善・効率化やリスクマネジメントなど、適切に状況を把握し適正に対応できる）	1,900	231	2,131
B ランク	中級作業員（グループ内に於けるスタッフ間連携・関係性の構築、具体的な指示及び職場の業務マニュアルを一人で作成し、他スタッフに指示できる）	1,550	150	1,700
C ランク	初級作業員（作業スタッフとしての基本的な動作・心構え、指揮命令者の具体的な指示やマニュアルに従い定型的な業務を行う）	1,050	105	1,155

≡

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
2,131	20年
1,698	10年
1,148	0年

<歯科衛生士>

等級	職務の内容	基本給額	合計額
A ランク	上級歯科衛生士（責任感を持ち業務の効率化ができる高度な技術を有する）	2650	2,650
B ランク	中級歯科衛生士（利用者の健康状態を把握し行動でき、具体的な指示及び職場の業務マニュアルを一人で作成し、他スタッフに指示できるができる）	2090	2,090
C ランク	初級歯科衛生士（基本的な口腔内の処置ができるなど初歩的な技術を有する）	1410	1,410

III

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
2,625	20年
2,089	10年
1,406	0年

<看護師>

等級	職務の内容	基本給額	合計額
A ランク	上級看護師 (突発的な事故・トラブル・クレームについて、適切に状況を把握し適正に対応できる)	2760	2,760
B ランク	中級看護師 (具体的な指示及び職場の業務マニュアルを一人で作成し、他スタッフに指示できるができる)	2200	2,200
C ランク	初級看護師 (指揮命令者の具体的な指示やマニュアルに従い定型業務を行う)	1900	1,900

IV

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
2,752	20年
2,189	10年
1,472	0年

<機能訓練士>

等級	職務の内容	基本給額	合計額
A ランク	上級機能訓練士（突発的な事故・トラブル・クレームについて、適切に状況を把握し適正に対応できる）	2703	2,703
B ランク	中級機能訓練士（具体的な指示及び職場の業務マニュアルを一人で作成し、他スタッフに指示できるができる）	2150	2,150
C ランク	初級機能訓練士（指揮命令者の具体的な指示やマニュアルに従い定型的な業務を行う）	1900	1,900

≡

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
2,703	20年
2,149	10年
1,446	0年